

当院歯科口腔外科の施設基準ご案内

■ クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて維持管理を行っています。異常があればそのままにせずお早めにお知らせください。

■ 義歯を6ヶ月間再製作できない取扱い

有床義歯は製作後、6ヶ月間は新たに作る事ができません。他院で作った場合も同様です。

■ 電子化加算

事務を電子的に行うための体制整備の取り組みを行っており、希望者には区分・項目の名称などを記載した詳細な明細書を発行する体制を整えています。お気軽にお申し出ください。

■ 地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科診療特別対応連携加算

地域の歯科診療の支援を行う病院歯科としての体制を整えています。

■ 歯科治療総合医療管理料(I)・(II)

高血圧や糖尿病等の疾患をお持ちの患者さんにあたり、内科等の主治医からの情報提供をいただき全身的な管理体制の下に歯科治療を行います。

■ 歯科外来診療環境体制加算

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療の環境の整備を行っています。当院の取り組みについては別掲をご参照ください。

■ 初診料

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。